

4 3 デジタル社会の実現に向けたDXの推進について

(デジタル庁、総務省、経済産業省、内閣府、厚生労働省)

【内容】

- (1) アナログ規制の見直しに当たっては、先行団体における取組の進展などを踏まえたマニュアル等のアップデートや、「テクノロジーマップ」及び「技術カタログ」の充実を図るなど、自治体間で取組の進捗に差が生じないように、現場に寄り添った実践的な支援を継続すること。
- (2) 自治体情報システムの標準化・共通化に係るシステム改修等の経費について、デジタル基盤改革支援補助金により所要額を確実に措置するとともに、地方自治体の状況を勘案し、更なる財政的負担の軽減を図ること。また、標準化移行後のシステム運用経費の3割削減の目標達成に向けて必要な対策を確実に実施するとともに、新たな財政支援措置を検討すること。
- (3) 条件不利地域における情報通信基盤の整備・運用に係る支援施策については、民間事業者による持続的かつ安定的なサービスの提供が可能となるものとするとともに、事業が移管される民間事業者に対する支援のための予算を十分に確保すること。また、公設施設の民営化に際し、地方自治体に財政的負担が生じる場合の支援を充実させること。
- (4) 革新的なデジタル技術を活用した新製品・サービスの開発や実証実験に係る支援や税財政上の優遇措置など、地域におけるイノベーションや魅力的な産業創出を図るための支援制度を充実すること。とりわけ、中小企業・小規模事業者がデジタル技術を導入する意識付けやスムーズな導入ができるよう普及啓発を図るとともに、人的・税財政的な支援の強化を図ること。
- (5) DXの推進を人材育成面・確保面から支援するため、民間のニーズを踏まえた在職者向けの研修・講習の実施など、デジタル技術を活用できる人材の育成を行うとともに、地域へのデジタル人材還流を促進するための取組を強化すること。さらに、地方自治体等が実施する事業に必要な財政措置を講ずること。

(背景)

- 国においては、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、目視、定期検査・点検、実地監査、書面掲示等の7項目のアナログ規制等について、それぞれ対象となる法令の各条項の見直しを進めてきた。規制と技術の対応関係を整理・可視化した「テクノロジーマップ」や、見直しに活用できる製品・サービス情報を整理した「技術カタログ」を公開しているが、デジタル技術の実装・運用において地方自治体が個別に判断する余地が大きく残されたものとなっている。
- 標準準拠システムへの移行に要する経費は、国のデジタル基盤改革支援補助金が措置されているが、一部の県内市町村では不足が見込まれている。
また、ガバメントクラウド利用料を始めとした、標準準拠システムへの移行後の運用経費についても、移行前に比べて大幅に増加することが見込まれており、運用経費の着実な抑制に向けた対策の確実な実施と、新たな財政支援措置が必要となる。
- 本県の北設楽郡3町村（設楽町、東栄町、豊根村）の広域事務組合では、公設公営の北設情報ネットワークの民間事業者への事業譲渡を進めている。事業者においては、譲渡に向けて複数年での整備を予定しており多額の費用負担が発生することから、事業者が活用する高度無線環境整備推進事業及びケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業における国の補助が確実に措置される必要がある。
また、地方自治体の負担分については、過疎対策事業債の活用を前提としていることから、所要額が確実に確保される必要がある。
- 本県では、中小・小規模企業におけるデジタル技術の導入支援、5G等デジタル技術を活用した近未来の事業やサービスを先行的に実用化することを目指す「あいちデジタルアイランドプロジェクト」、国内最大級のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」プロジェクトによるスタートアップ・エコシステムの形成など、愛知発のイノベーション創出に向けた施策に全力をあげている。
こうした地域の先駆的な取組が一層進展するよう、国家戦略特区制度などによる規制緩和や、DX投資促進税制・IT導入補助金といった税財政上の優遇措置の充実を図るとともに、中小・小規模企業を含め、産業競争力の強化に向けたDXの重要性を広く浸透させていく必要がある。
- 2030年には全国で45万人（中位推計）のデジタル人材が不足すると予測されるなど、人材不足が懸念されているため、デジタル技術を活用して製造業を始めとする産業のデジタル化・DXを推進できる人材の育成や、特に地方におけるデジタル人材の不足への対応が喫緊の課題であることから、人材の首都圏一極集中の解消に向けた支援が求められる。

4 4 地方税財源の確保・充実について

(総務省、財務省、文部科学省)

【内容】

- (1) 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額については、社会保障関係費の一層の増加などを踏まえ、確実な充実を図ること。
- (2) いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止や「教育無償化」などの議論を進めるに当たっては、地方の財政に影響を及ぼさず、国の責任において具体的かつ安定的な財源を制度的に確保することを大前提とすること。
- (3) ふるさと納税について、返礼割合の引き下げなど、更なる見直しを行うこと。
- (4) 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に基づく、地方税体系に関する検討に際しては、丁寧に議論を積み重ねるとともに、地方税全体を充実させ、地方の役割に見合った税財源を確保すること。

(背景)

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」では、2025 年度から 2027 年度までの 3 年間、地方一般財源総額について、2024 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされたが、地方歳出については、民間企業の賃上げの影響を受ける人件費、金利の上昇の影響を受ける公債費などについて必然的に拡大する要素が確実に生じており、医療・介護・子育てなどの社会保障関係費についても引き続き増加が見込まれること、現下の物価高騰対策などの重要課題にも対応していく必要があることから、これまでのように他の歳出の削減や行政改革等で吸収していくことは極めて困難である。
- 加えて、地方自治体が創意工夫を活かし、独自の判断で地域の実情に応じた住民サービスを担っていくためには、長期的・安定的な地方財源の確保・充実が不可欠であり、2026 年度以降において同水準にとどまらず確実な充実を図るべきである。
- また、米国の関税措置により経済の先行きについての不透明感が高まっており、地方税収への影響が懸念されていることを踏まえ、税収の動向を的確に把握し、地方交付税総額を増額する必要がある。
- いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止や「教育無償化」などについて、今後、国において議論が進められるに当たっては、地方税財源の減収や地方自治体の負担増により、住民サービスの低下を招くことのないよう、地方の財政に影響を及ぼさず、国の責任において具体的かつ安定的な財源を制度的に確保することをその大前提とすべきである。

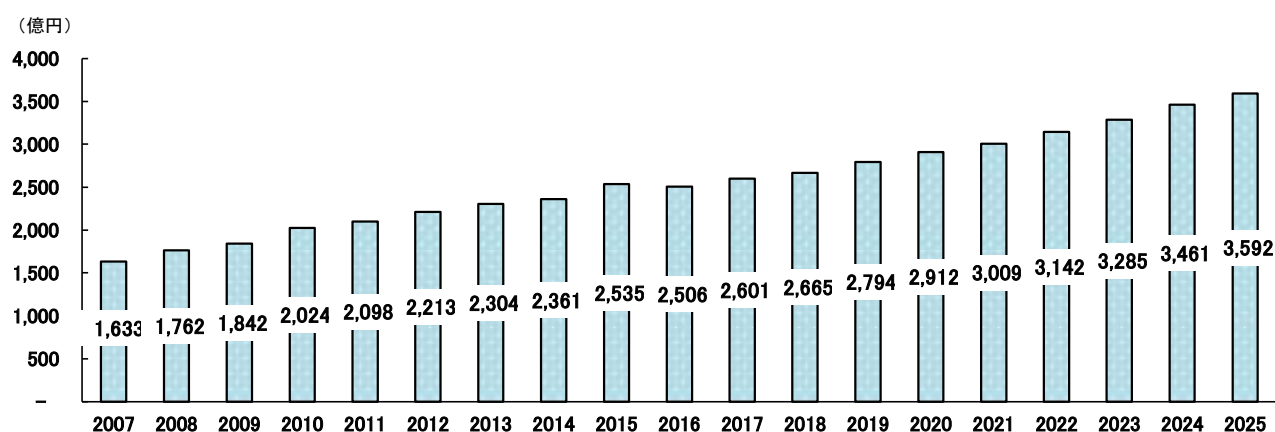
- 本県においては、ふるさと納税制度創設以降、受入額よりも控除額の方が大きい状況が続いており、その差引額は年々拡大している。

被災地支援等の制度本来の趣旨に沿った取組は意義があるが、一方で、返礼品に経費をかけることで、福祉や教育、インフラ整備など本来必要な行政サービスに充てるべき税がその分失われていることから、返礼割合を引き下げるなど、更なる見直しを行うべきである。

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」では、「税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。」とされたが、この問題については、丁寧に議論を積み重ねるべきであり、何より重要なのは、地方税全体を充実させ、地方の役割に見合った税財源を確保するとともに、日本全体を活性化させ、税収全体のパイを拡大させることである。また、政府においては、都市と地方の自立・連携・共生を図る観点から、地方創生の取組をより強力に加速化させるべきである。

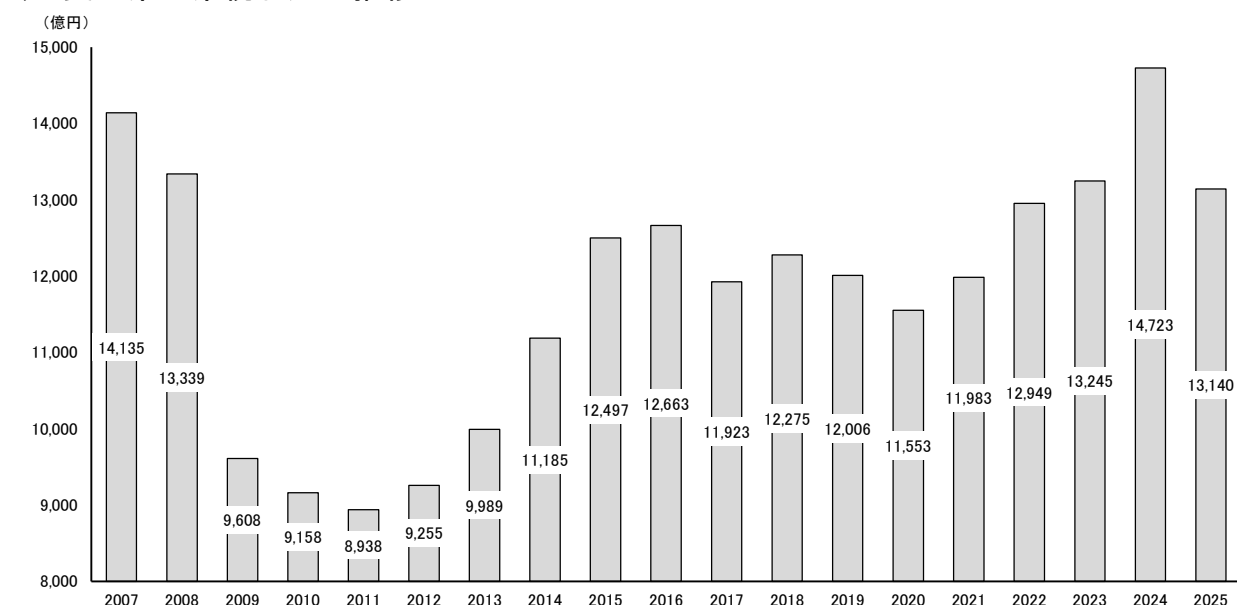
(参 考)

◇ 愛知県の扶助費の推移



(注) 2024 年度までは最終予算額。2025 年度は当初予算額。

◇ 愛知県の県税収入の推移



(注) 2023 年度までは決算額。2024 年度は最終予算額。2025 年度は当初予算額。

4 5 人口減少対策・地方創生の推進について

(内閣官房、内閣府)

【内容】

- (1) 深刻化する人口減少は国全体の問題であり、人口戦略を統括する司令塔を設置し、強力に人口減少対策を推進すること。
- (2) 東京一極集中を是正し、誰もが安心・快適に暮らせる社会を目指して地方がそれぞれの実情に応じて行う地方創生の取組に対する総合的な支援を図ること。
- (3) 特に、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」については、地方の創意工夫を最大限に生かし、地域の実情に応じた施策に活用できるよう、引き続き十分な財源を確保するとともに、制度運用を柔軟なものとする。

(背景)

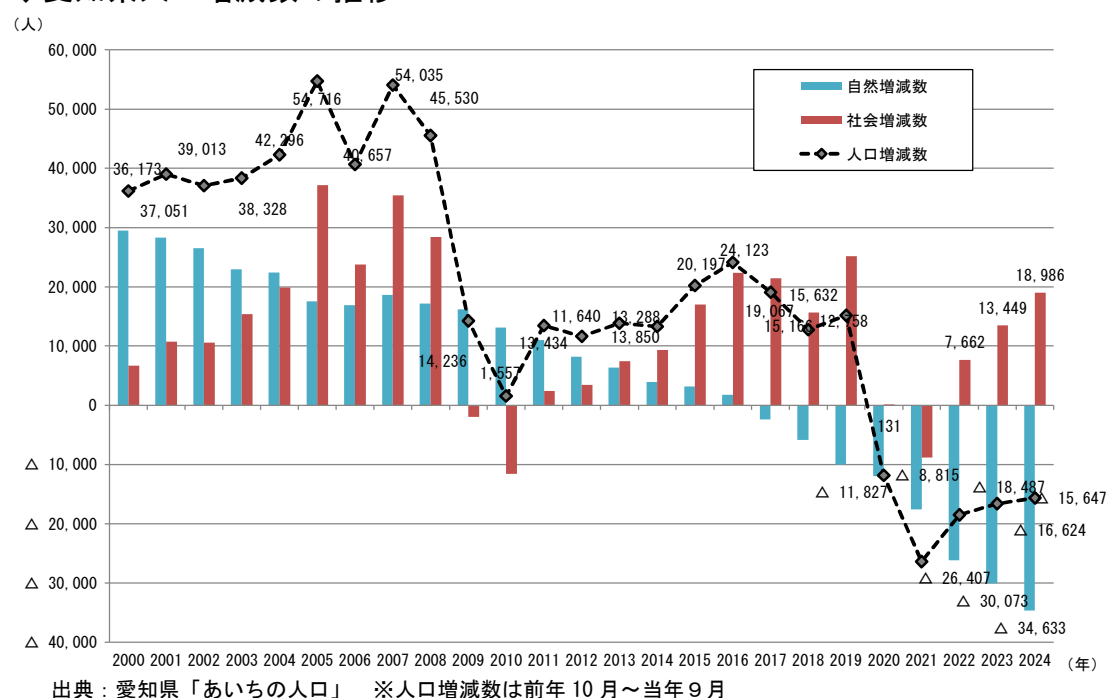
- 我が国では、世界に類を見ない急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行しており、国立社会保障・人口問題研究所が2023年4月に公表した「日本の将来推計人口（令和5年推計）」では、2070年には総人口が8,700万人に減少するなど、人口減少が将来にわたって続くと推計されている。
- 本県においても、2020年に、本県調査開始以来、初めて総人口が減少に転じ、2024年まで5年続けて減少となった。出生数は減少が続く一方、死亡数は大きく増加しており、自然増減数の減少幅の拡大が続いている。外国人の国外からの転入により社会増ではあるものの、総じて人口減となっている。
- 本県では、2023年10月に、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略2023-2027（愛知県人口問題対策プラン）」を策定し、地方創生の実現に向けた取組を継続的に進めている。
- また、2024年5月には「愛知県・市町村人口問題対策検討会議」を新たに立ち上げ、県内市町村と連携・協力して、地域の実情に応じた具体的な施策を推進している。
- 人口減少にできる限り歯止めをかけるとともに、人口減少下でも安心・快適に暮らせる社会づくりを進めていくためには、引き続き、国による情報・人材・財政面での支援が不可欠である。
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）については、2026年度も引き続き十分な財源を確保する。また、毎年度新規事業が申請できるよう、単年度ごとの

申請上限額は、継続事業を除いて設定する必要がある。

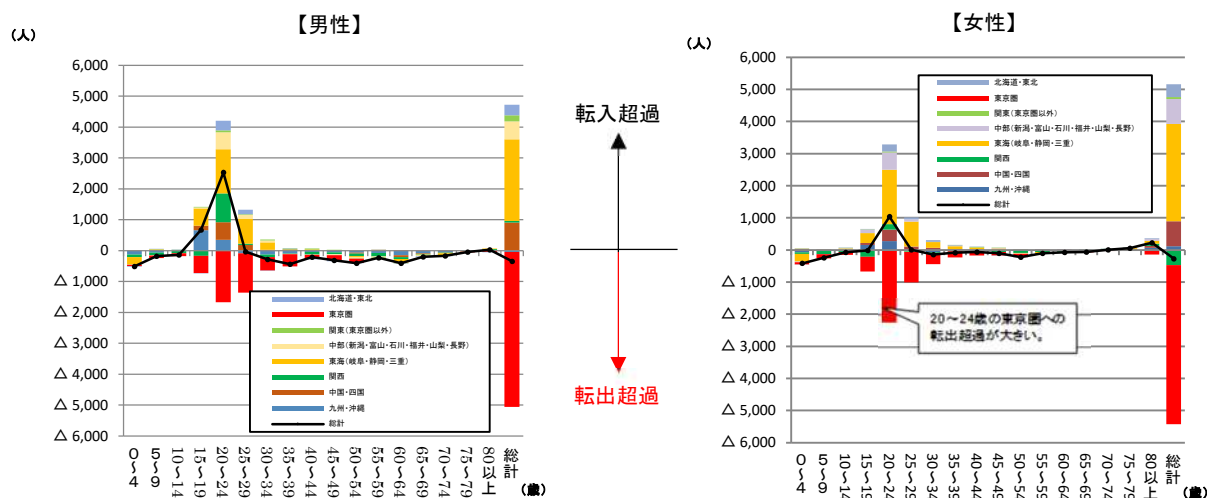
- また、長期計画で、原則 1/2 の地方負担を求めるものにも関わらず、事業申請要件等詳細が申請期限近くまで示されないことから、事業の効率的な実施や計画的な事業の設計が困難となっている。
- 地方創生移住支援事業については、支給要件の緩和等に伴い、支給実績が年々増加している。今後、大学卒業後に地方に移住する学生を支援対象とする等の支援の強化が見込まれる中、年度途中においても実績に見合った交付を受けられるよう必要な財源の確保が求められる。

(参 考)

◇愛知県人口増減数の推移



◇愛知県と地域ブロック別の転出入状況（年齢5歳階級・男女別）（2024年）



4 6 地方分権改革の推進について

(内閣官房、内閣府、総務省)

【内容】

- (1) 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。このため、国から地方への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進め、地方の自主性・自立性を高めるものとする。
- (2) 地方分権改革に関する提案募集により、本年度分の提案が地方から提出されているが、これらの提案については、地方分権改革有識者会議等も有効に活用しつつ、関係府省と十分な調整を行い、できる限り提案の実現を図っていくこと。
- (3) 国から地方への権限移譲について、移譲される事務・権限を地方が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言等必要な支援を実施すること。
- (4) 「従うべき基準」をはじめとした義務付け・枠付けの見直しなど地方に対する規制緩和等を推進し、地方が自らの判断と責任において施策を実施する仕組みに改めること。
- (5) 国と地方の役割分担に見合うよう、国から地方への大幅な税源移譲を実現すること。
- (6) 道州制の基本的な理念や方針、導入に向けた工程などを定めた基本法を、国民的な議論を喚起しながら、早期に制定し、地方分権改革の究極の姿として道州制の実現を図ること。

(背景)

- 地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方に任せることで、国は、国家の存立の根源に関わるもの、国家的危機管理、真に全国的な視点に立って行わなければならないものなどに国家機能を集約し、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組である。自らの判断により、地域づくりができるよう、改革を推進することが必要である。
- 地方分権改革に関する提案募集について、1月から4月中旬にかけて地方からの提案が募集され、現在、内閣府において関係府省との調整が行われている。その際には、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、着実かつ強力に進められるべきである。

- 昨年の提案については、昨年 12 月 24 日に、「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、提案 293 件のうち、202 件が「提案の趣旨を踏まえ対応」、19 件が「現行規定で対応可能」とされた。「提案の趣旨を踏まえ対応」とされたものの一部は第 15 次一括法により措置されたが、その他の中には、引き続き検討を行うとされたものもあり、現時点において実質的には提案の実現に至っていないものが多数含まれている。
- 国から地方への権限移譲については、移譲に伴う確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言やマニュアルの整備、研修などの支援の実施が必要である。
- 新規立法により、地方が実施しなければならない事務事業の増加や「従うべき基準」の新設といった状況が生じていることから、新たな事務事業や義務付け・枠付けが必要最小限のものとなるための仕組みを構築することが必要である。
- 道州制は、広域自治体のあり方を見直すことで、国と地方の双方の政府を再構築しようとするものであり、その導入は地方分権を加速させ、国家としての機能を強化し、国と地方を通じた力強く効率的な政府を実現するものである。

(参 考) 本県の「地方分権改革に関する提案募集」に対する提案（2025 年）

提 案 事 項	制度の所管・ 関係府省庁
構造改革特別区域計画認定申請事務における都道府県経由の廃止 ※共同提案団体：全国知事会	内閣府
国際戦略総合特区設備等投資促進税制における事業実施決定時期の明確化 ※共同提案団体：長野県、岐阜県、静岡県、三重県	内閣府
地方公共団体定員管理調査の結果等を共有するための、ガバメントクラウド等の活用 ※共同提案団体：長崎県、福島県	総務省 デジタル庁
特別児童扶養手当等の所得額の記載を不要とすること	厚生労働省
地域医療介護総合確保基金（医療介護提供体制改革推進交付金（介護事業分））の内示時期の早期化 ※共同提案団体：島根県、福島県、神奈川県、中国地方知事会	厚生労働省
地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の内示・交付決定等スケジュールの明文化及び早期化 ※共同提案団体：所沢市、神奈川県	厚生労働省
火薬類取締法に基づく保安検査の基準日の見直し ※共同提案団体：埼玉県	経済産業省
建築基準法第 15 条に基づく工事届・除却届における建築主事の経由事務の廃止 ※共同提案団体：神奈川県、横浜市 始め 14 団体	国土交通省 デジタル庁
測量業者登録簿を閲覧に供する規定の見直し ※共同提案団体：広島県、全国知事会 始め 6 団体	国土交通省
都道府県が行う公共測量の実施時及び終了時における公示主体の見直し ※共同提案団体：広島県、全国知事会 始め 6 団体	国土交通省